

## 加須市地域福祉計画推進等懇話会設置要綱

(平成 22 年 3 月 23 日市長職務執行者決裁)

## (設置)

第 1 条 加須市地域福祉計画の策定及び推進に当たり、関係者等の幅広い参画を得て、その意見を反映させることを目的として、加須市地域福祉計画推進等懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

## (組織)

第 2 条 懇話会は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民間団体等の代表者
- (2) 市内の公共的団体等の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 市長が必要と認める者

## (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、前条第 2 項第 2 号に規定する委員にあっては、その在職期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第 4 条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成25年5月31日福祉部長決裁)

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月16日福祉部長決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月19日市長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の加須市地域福祉計画推進等懇話会設置要綱第2条第2項の規定により委嘱された懇話会の委員(市議会議員の身分を有していた者を除く。)は、この要綱による改正後の加須市地域福祉計画推進等懇話会設置要綱第2条第2項の規定により委嘱された懇話会の委員とみなす。